

目標 1：一人ひとりの発達・成長を応援する

施策 1

発達支援システムの充実

施策 目標	子どもが、自分らしさを伸ばして成長でき、社会の一員として活躍できる。
施策 概要	○ 保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の連携のもと、乳幼児期から学齢期・就労期まで、個人に一貫した発達・成長・活躍への支援を行います。

指標	湖南省発達支援室での面談件数（件／年）				
	期首値（H27）	2,193	実績値（H29）	2,695	期末目標値（H32）

＜施策を構成する主な事業＞

[1] 発達支援システム運営事業	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> 関係課の連携：発達支援システム運営についての検討や関係課連携のための関係課長会議・担当者会議・発達支援センター会議を開催します。 個別の指導計画作成にかかる研修会：市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の担当者対象に個別の指導計画作成にかかる研修会を実施します。 市内の保育園、幼稚園、こども園、小・中学校教職員を対象として、特別支援教育にかかる研修会を開催します。 	
[2] 義務教育終了後の相談支援事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> 甲賀地域障害児・者サービス調整会議と連動し、義務教育終了後の進路先への支援情報の引き継ぎ会議を実施します。 義務教育終了後のニーズに応じた相談支援を実施します。 	
[3] 市就学支援委員会	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> 医師、地域内特別支援学校長、地域内児童福祉施設長、発達相談員、保健師等の専門職および市内小・中学校長代表、園長代表等で構成された委員会において、特別な支援を要する児童・生徒の適切な就学について審議を行います。 	
[4] 特別支援教育コーディネーター会議	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> 市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、各校園における特別支援教育の進め方や個別の指導計画の活用等について研修を行います。 	
[5] 専門家による事例検討指導会議	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> 各校の特別支援教育コーディネーター等から示された事例にかかわり、障がいの判断・教育的措置・支援内容等について、総合的に検討します。 	
[6] ここあいパスポートの活用事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> 本人の想いや育ちを共有・応援するため、本人・家族と支援者をつなぐツールとしての「ここあいパスポート」を啓発し、活用を促進します。 	

施策2

支援が必要な子どもの早期発見・対応

施策目標	発達に特徴のある子どもが、早期に適切な支援につながっている。
施策概要	○ 健診等を通じて、発達に特徴がある子どもと早期の関わりを持ち、支援が必要な子どもに保育園・幼稚園、こども園、保健センター、専門機関などが連携して対応します。

指標	就学前の子ども(5歳児)が専門機関(療育教室・ことばの教室)につながっている割合(%) (5歳児全児童の内)				
	期首値(H27)	17.3	実績値(H29)	21.2	期末目標値(H32)

<施策を構成する主な事業>

[7] 新生児訪問事業	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> 保健師または助産師が新生児のいる家庭を訪問し、その子の成長発達を保護者と共に確認し、保護者への育児相談を実施します。 	
[8] 乳幼児健診事業	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健やかな成長と保護者の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達状況や健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。 特に保護者が、子どもの発達等について心配や不安がある場合は、乳幼児発達相談事業につなげます。 子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報を提供します。 	
[9] 乳幼児発達相談事業	社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 個別相談を行い、また、必要であれば発達検査も実施して、保護者の悩みと子どもの発達状況や課題を確認・検討し、保護者への助言によって、より適切な発達を促す援助をします。 保護者の希望があれば、保育園・幼稚園、こども園や他機関への助言・連携を行います。 就学前サービス調整会議を開催し、発達相談につながった児童への適切なサービスや支援について検討します。 	
[10] ことばの教室事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい、聴覚および言語機能等の障がいのある幼児・児童や発達に支援の必要な幼児・児童に対し、生活や学習上の困難の改善・克服にむけて一人ひとりに合わせた支援を行うとともに、保護者や在籍する校・園に対して専門的な立場から指導助言を行います。 	
[11] 児童発達支援・保育所等訪問事業	社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 未就学の障がいのある子どもに対する支援として通所による療育活動を行うとともに、保育園等の施設に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活適応のための専門的な支援を行います。 	

施策3

教育・保育の充実

施策目標	保育園・幼稚園、こども園、学校で、充実したインクルーシブ教育が行われている。
施策概要	○ 集団の中での子どもの育ちを助長し、その子の個性と能力を伸ばす就学前教育保育、学校教育を行います。

指標	中学3年生で、ことばの教室・ふれあい教育相談室に通級および特別支援学級に在籍している生徒の中で、個別の教育支援計画（個別移行計画）を作成している割合（％）					
	期首値（H27）	100	実績値（H29）	100	期末目標値（H32）	100

<施策を構成する主な事業>

[12] インクルーシブ教育システムの推進	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのあるなしに関わらず、学び育つことを基本とし、教育の場において合理的配慮に基づいた環境整備を行います。互いに人格と個性を尊重し、支えあい、人々の多様な在り方を認めあえることをめざします。 	
[13] 就園時健康診断事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園等の入園児に対して内科健診を実施します。 	
[14] 障がい児保育事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 保育園に在籍する児童に対して、特別な指導と配慮を行うために加配保育士を配置し、障がいのある子どもの発達に応じた適切な保育を行います。 	
[15] 幼稚園こども園障がい児対策事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園等に在籍する障がいのある幼児に対して適切な指導支援を行うため、加配教諭を配置します。 	
[16] 保育園・幼稚園・こども園への巡回相談事業	社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談員が保育園・幼稚園・こども園に出向き、保育等を参観し、障がいのある幼児への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。 	
[17] 小学校・中学校への巡回相談事業	学校教育課、社会福祉課(発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談員が小学校・中学校に出向き、授業を参観し、支援の必要な障がいのある児童・生徒への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。 	

施策4

放課後等児童対策の充実

施策目標	障がいのある子どもが、放課後等に安心して活動できる居場所がある。
施策概要	○ 障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。 〔重点〕 ◎ 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、甲賀福祉圏域に整備します。

指標	放課後等デイサービス実利用者数（人）				
	期首値（H27）	40	実績値（H29）	61	期末目標値（H32）

<施策を構成する主な事業>

[18] 放課後等デイサービス事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 学校就学中の障がいのある子どもの放課後または長期休業時における生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進のために必要な支援を行います。 	
[19] 障がい児ホリデースクール事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 長期休業（夏・冬・春休み）時における、障がいのある子どもの日中一時支援を提供します。 	
[20] 日中一時支援事業（児童分：地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子ども等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行います。 障がいのある子どもを持つ親の就労支援と日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。 日中において介護者がいない障がいのある子ども等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。 	
[21] 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所において、障がいのある子どもの放課後活動の支援を行います。 	

施策5

社会参加の促進

施策目標	自分らしく輝きたい気持ちに応える場と機会がある。
施策概要	○ 文化・スポーツ活動や仲間づくり等を支援し、障がいのある人の、その人らしい社会参加を促進します。

指標	障がい者スポーツ大会参加者(県障がい者スポーツ協会、市体育協会が開催するもの) (人)				
	期首値 (H27)	158	実績値 (H29)	231	期末目標値 (H32)

<施策を構成する主な事業>

[22] アール・ブリュット作品等展示事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人へのエンパワメントと創作活動の支援となるよう、アール・ブリュット作品等の展示を行うとともに、これを契機として、障がいのある人への理解の広まりをつくっていきます。 	
[23] 障がい者スポーツ振興事業	社会福祉課・生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> 県障がい者スポーツ大会への参加を促します。また、市体育協会障がい者スポーツ部等と連携し、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。 	
[24] 視覚障がい者生活訓練事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者の社会参加を目的として、日常生活・社会生活に必要な知識や技能の訓練を行います。 	
[25] 地域活動支援センター事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 就労が困難な在宅障がい者に対して、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等を行います(甲賀福祉圏域共同事業)。 	
[26] 生活支援センターあかつき(当事者サロン)事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が気軽に集まり仲間づくりや相談ができる場として、さまざまな事業(サロン活動)を企画し、社会参加への一助になるよう支援します(甲賀福祉圏域共同事業)。 	

施策6

就労の促進

施策目標	自分らしく働きたい気持ちに応える場と機会がある。
施策概要	○ 福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。

指標	障がいのある人の一般就労への移行者数（人）				
	期首値（H27）	2 24	実績値（H29）	4 11	期末目標値（H32）

※ 上段は福祉施設から一般就労した人の数、下段は甲賀地域働き暮らし応援センターの支援により一般就労した人の数。

<施策を構成する主な事業>

[27] 日中活動系サービス等給付事業〔就労関係〕	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業に係る訓練等給付費を支給します。 就労定着支援事業（平成30年度新設）：一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。 	
[28] 滋賀型地域活動支援センター事業費補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 社会的ひきこもりなど障害者総合支援法のサービスの対象にならない人に、日常生活の場を提供する事業所に対して補助します。 	
[29] 社会的事業所運営事業補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人と雇用契約を結び、障がいのある人とない人がともに仕事を行う事業所に対して補助します。 	
[30] 障がい者就労情報コーディネーター設置事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> 市内の企業と福祉的就労事業所の就労に関する情報の収集、調整、提供等を行います。 	
[31] 障がい者就労推進事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労情報センター運営協議会作業所部会を立ち上げ、地域イベントに参加し啓発を行ったり、一般企業へ出向いての作業を実施し、障がい者の就労に対する推進を行います。 	
[32] 「チャンスワークこなん」との連携事業	商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> 市役所内に「チャンスワークこなん」を設置し、障がい者や福祉施策を受けている就職困難者・生活困窮者に対して、市とハローワークによる一体的支援を実施します。 	
[33] 優先調達の推進	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労施設等へ通所する障がいのある人の訓練機会の提供と経済面の自立を図るため、施設等へ業務の委託や物品の発注に努めます。 	

施策7

相談と情報提供の充実

施策 目標	身近に安心して相談できるところがあり、公的サービス等の情報が便利に入手できる。
施策 概要	<p>○ 障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。</p> <p>[重点]</p> <p>◎ 計画相談の活発化と充実のため、基幹相談支援センターが中心となり計画相談事業所への支援の充実を図ります。</p>

指標	計画相談事業所数（か所）					
	期首値（H27）	5	実績値（H29）	8	期末目標値（H32）	10

<施策を構成する主な事業>

[34] 障がい者相談支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人とその保護者からの相談に応じるとともに、情報提供、連絡相談など事業所等との連絡調整や相談支援を行います。 ・ 障がい者生活支援センターを設置し、困難ケースに対応するため、専門的職員を配置して、相談支援事業機能強化事業を行います。 ・ 専門職の確保および人材育成、相談窓口の周知や地域啓発など相談支援体制の強化を図ります。 <p>（甲賀福祉圏域共同事業）</p>	
[35] 障がい者就業・生活支援センター運営事業	商工観光労政課・社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き・暮らし応援センターの職場開拓員設置に係る負担金を拠出します。 ・ 働き・暮らし応援センターに就労サポーターを配置し、障がい者に対する就労および職場定着に向けた支援を専門的に行います。 	
[36] 発達障がい者ケアマネジメント支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいのある人への支援を行う生活支援センター等関係機関に、「発達障がい者支援ケアマネージャー」を設置し専門的支援を図ります（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[37] 障がい者基幹相談支援センター運営事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターにより、計画相談（特定相談・児童相談）事業所の支援の充実を図ります（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[38] 計画相談支援給付事業（サービス利用計画）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談（特定相談・児童相談）支援事業所等の確保に努め、サービス利用にあたっての、利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施します。 	
[39] 成年後見センター運営事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断能力が十分でない障がい者や高齢者を保護し支援する成年後見制度利用についての相談や普及・啓発・研修事業等を行います（甲賀福祉圏域共同事業）。 	

施策8

自立支援給付等による日常生活の支援

施策目標	障がい福祉サービス等を利用して、自分らしく地域で生活できる。
施策概要	<p>○ 訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障がい福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。</p> <p>〔重点〕</p> <p>◎ 平成31年4月の開所に向けて、生活介護事業等を実施する重症心身障がい者通所施設を甲賀福祉圏域に整備します。</p> <p>◎ 医療的ケアが必要な障がいのある人が適切な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場について、甲賀福祉圏域での設置に向けて進めます。</p>

指標	サービス等利用計画の作成件数（件）				
	期首値（H27）	306	実績値（H29）	325	期末目標値（H32）

<施策を構成する主な事業>

[40] 重症心身障がい者通所施設整備事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 甲賀福祉圏域において生活介護事業等を実施する重症心身障がい者通所施設を整備し、障がい者が地域で安心して暮らすための日中活動の場を確保します（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[41] 訪問系サービス給付事業（同行援護以外）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活のために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）に係る介護給付費を支給します。 	
[42] 日中活動系サービス等給付事業（就労関係以外）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活のために必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 	
[43] 日中一時支援事業（18歳以上分地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。 障がいのある人を日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。 日中において介護者がいない障がいのある人等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。 	
[44] 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付（貸与）します。 	
[45] 重度障がい者移動入浴サービス事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度の身体障がい者の在宅生活を支援するため、身体の清潔の保持と心身機能の維持を目的とし、自宅への訪問による清拭または入浴サービスを提供します。 	

[46] 障がい児・者ナイトケア事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいのある子ども等に対する24時間対応型支援（緊急時の夜間支援）を行います。 	
[47] 補装具費支給事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の身体機能を代替または補完するための更生用の用具です。支給が必要と判定された場合に補装具費（購入・修理等）を支給します。 	
[48] 成年後見制度利用支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が十分でない障がいのある人等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用をすすめるとともに、利用にあたり公費の助成が必要なケースに対して、報酬費や手続きに係る経費を助成します。 	
[49] 地域福祉権利擁護事業	社会福祉課(社会福祉協議会)
<ul style="list-style-type: none"> 判断能力が十分でない障がいのある人等に対して、自立した地域生活が安心して送れるよう福祉サービス等の利用支援を行います。 	

施策9

経済的負担の軽減

施策目標	障がいがあることに起因する経済的負担が、過重にならない。
施策概要	○ 各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に窓口での案内や積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。

指標	特別障害者手当等の受給者数（人）					
	期首値（H27）	66 31	実績値（H29）	69 25	期末目標値（H32）	70 33

※ 上段は特別障害者手当、下段は障害児福祉手当

<施策を構成する主な事業>

[50] 特別障害者手当・障害児福祉手当等支給事業	社会福祉課
・ 在宅で常時介護が必要な重度の障がいのある人や子どもに手当を支給します。	
[51] 児童扶養手当支給事業	子育て支援課
・ ひとり親家庭などに支給される手当です。父または母が重度の障がいの状態にある場合にも手当を支給します。	
[52] 特別児童扶養手当支給事業	子育て支援課
・ 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいのある人の保護者（養育者）に対して手当を支給します。	
[53] 特別支援教育就学奨励事業	学校教育課
・ 特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育関係経費を一部援助し、保護者の経済的負担を軽減します。	
[54] 保育園保育料減額制度	子育て支援課
・ 保育園に通園する児童の世帯において、障害者手帳を有する家族と同居する場合、収入に応じて保育料を減額します。	
[55] 精神障がい者生活支援推進事業補助	社会福祉課
・ 精神障がいのある人が公共交通機関を利用して障がい者支援施設等に通所する場合に、交通費の一部補助を行います。	

施策10 住まいの確保

施策目標	暮らしやすい住まいがあり、地域に安心して住み続けられる。
施策概要	<p>○ 障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいの確保を促進するとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活移行を促進します。</p> <p>〔重点〕</p> <p>◎ 緊急時の対応等必要な機能を備えた地域生活支援拠点について、甲賀福祉圏域での整備を進めます。</p>

指標	グループホームの利用者数(人)					
	期首値(H27)	42	実績値(H29)	43	期末目標値(H32)	47

<施策を構成する主な事業>

[56] 居住系サービス給付事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 居住系サービス（施設入所支援、グループホーム）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 自立生活援助（平成30年度新設）：施設入所やグループホームを利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、居宅への定期的な訪問や対応により円滑な地域生活に向けた支援を行います。 	
[57] グループホーム整備促進事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 生活の場として計画的なグループホームの整備を促進するための補助を行います。 	
[58] 重度身体障がい者住宅改造補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障がいのある人の日常生活の向上を図るための住宅改造経費を補助します。 	
[59] 身体障がい者福祉ホーム運営補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 自宅での生活が困難な身体障がい者が生活する福祉ホームに対して、運営費を補助します。 	
[60] 居住サポート事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 一般住宅への入居に困難を抱えている障がいのある人に対して、住居等の確保と入居に必要な調整等を行うとともに、地域生活に向けての支援を行います。（甲賀福祉圏域共同事業）。 	
[61] 精神障がい者グループホーム地域支援員派遣事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度の精神障がいのある人の地域生活を支えるため、複数の法人による協力体制でグループホームに支援員を派遣し、定期訪問や緊急時における支援を行います（甲賀福祉圏域共同事業）。 	

施策11 保健・医療の確保

施策目標	けがや病気のために、身近な病院等を利用できる安心がある。
施策概要	○ 市民の健康づくりの促進を図るとともに、保健・医療・福祉等の確保と障がいのある人の受診環境の向上のため、関係機関の連携強化に努めます。

指標	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の受給者数（人）					
	期首値（H27）	162	実績値（H29）	666	期末目標値（H32）	170
		21			25	
		588			713	

※ 上段は更生医療、中段は育成医療、下段は精神通院医療

<施策を構成する主な事業>

[62] 自立支援医療給付事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の医療費負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。 	
[63] 重度障がい者地域包括支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 医療行為を常時必要とする重度障がいのある人が、生活介護事業所で看護師による医療行為を受けることができるよう助成します。 	
[64] 福祉医療費助成事業	保険年金課
<ul style="list-style-type: none"> 重度の心身障がい児・者に対して、健康保険の自己負担分から福祉医療費の自己負担金を控除した額を助成します。 精神障がいのある人に対して、自立支援医療（精神通院医療に限る）の自己負担金を助成します。 	

施策12 人権文化の醸成と権利の擁護

施策目標	障がいのある人が、差別がないと感じる地域社会となっている。
施策概要	○ 障がいを理由とする差別の解消を通じて、基本的人権の尊重の理念の浸透と権利の擁護に努め、湖南省におけるさらなる人権文化の醸成を図ります。

指標	発達障がいについて理解を深める研修会参加者数(2年毎に開催)(人)				
	期首値(H27)	35	実績値(H29)	72	期末目標値(H32)

<施策を構成する主な事業>

[65] 障がい者の人権を守るための連携協議会	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障害者虐待防止法および障害者差別解消法に基づき設置する協議会として、障がいのある人の人権を守るための連携事業について協議します。 	
[66] 理解促進研修・啓発事業(地域生活支援事業)	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。 <p>主な事業：障がい者虐待防止研修会、成年後見制度・権利擁護に関する講座、発達障がいについて理解を深める研修会、啓発グッズ配布 など</p>	
[67] ヘルプマークの普及・啓発	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人等が周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク(ヘルプマーク)の利用に向けて啓発します。 	
[68] 湖南省人権まちづくり会議(障がいのある人の人権部会)	人権擁護課
<ul style="list-style-type: none"> 啓発のための部会員の研修や、人権まちづくりに係る講演会を実施します。 	
[69] 出会い・気づき・発見講座、豊かなつながり創造講座	人権擁護課
<ul style="list-style-type: none"> さまざまな人権課題をテーマとして人権啓発講座を開催する中で、うち1回を障がいのある人の人権をテーマに開催します。 	

施策13

ふれあい・交流の充実

施策目標	顔なじみによく出会い、気軽なあいさつ・声かけがある。
施策概要	○ 障がいのある人ない人の自然な交流を促進するため、障がいのある人が参加しやすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。

指標	湖南省ボランティアセンター登録の障がい者支援ボランティアグループの活動件数（件）					
	期首値（H27）	520	実績値（H29）		期末目標値（H32）	520

<施策を構成する主な事業>

[70] 社会福祉協議会事業補助	社会福祉課
・ ボランティアセンター事業など、社会福祉の推進に関する事業への補助を行います。	
[71] 障がい児・者団体補助	社会福祉課
・ 障がい児・者団体が自主的に行うふれあい・交流・研修活動等に対して補助を行います。	
[72] ふれあい・支えあいの地域づくり	社会福祉課
・ 市民の地域福祉活動への参画と支えあいのまちづくりをめざし、まちづくり協議会を包括的な地域支えあいの場として位置づけ、まちづくりフォーラムや地域懇談会などをおとして、ふれあい・交流の機会の創出を働きかけます。	

施策14

コミュニケーション支援の充実

施策目標	意思疎通のしづらさがあっても、地域での暮らしのなかでコミュニケーションを図ることができる。
施策概要	○ 意思疎通のしづらさがある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。

指標	手話奉仕員養成講座（レベルアップ編）修了者数(人)				
	期首値 (H27)	14	実績値 (H29)	17	期末目標値 (H32)

<施策を構成する主な事業>

[73] コミュニケーション支援事業(地域生活支援事業)	社会福祉課、図書館
<p>(社会福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣：聴覚、言語機能、音声機能障がいのある人の、意思疎通の円滑化のため、手話通訳者等を派遣します。 手話通訳者設置：聴覚および言語等の障がいのある人の、社会生活での自立と参加に必要なコミュニケーションを支援するため、市役所内に専任手話通訳者を設置します。 手話奉仕員養成講座：聴覚障がいのある人への理解と、手話ができる市民・手話通訳者を増やすことを目的に手話講座を開催します。 <p>(図書館)</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者用朗読・点訳奉仕：ボランティアサークルが朗読・録音した市広報紙、議会だより等を、盲人用郵便により市内の視覚障がいのある人等（希望者）に送付しています。また、その他点訳資料（図書館カレンダー等）を作成し、館内に掲示します。 	
[74] わかりやすい情報提供事業	秘書広報課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が利用しやすい市ホームページを目指し、ウェブアクセシビリティを考慮したホームページの作成を行います。 すべての人にとってわかりやすい広報紙を提供するため、「広報こなん やさしい日本語版」を作成します。 	

施策15 移動の確保

施策目標	同行援護ヘルパーやガイドヘルパーを利用するなど、自分が望むところに行くことができる。
施策概要	○ 移動のしづらさがある人が、自由に外出できるよう、同行援護や移動支援等を提供します。また、移動にかかる経費負担を軽減します。

指標	障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成券交付者数（人）				
	期首値（H27）	110 106	実績値（H29）	118 136	期末目標値（H32）

※ 上段は自動車燃料費、下段は福祉タクシー運賃

<施策を構成する主な事業>

[75] 訪問系サービス給付事業（同行援護）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 移動が困難な視覚障がいのある人に対して同行援護ヘルパーを派遣します。 	
[76] 移動支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 移動が困難な、重度障がいのある人および視覚障がいのある人への移動を支援します。 	
[77] 障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の積極的な社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的に、移動に伴う自動車燃料費またはタクシー運賃を助成します。 	
[78] 自動車改造費助成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障がいのある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 	
[79] 自動車操作訓練費助成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 身体障がいのある人の社会参加のための自動車運転免許取得費用の一部を助成します。 	
[80] 福祉有償運送運営協議会	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法に基づき設置する協議会として、福祉有償運送の必要性および適正な運営の確保のために必要な事項について協議します。 	
[81] ユニバーサルデザインのまちづくり	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南市条例」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、さまざまな公共的な場所がだれもが利用しやすいものとなるよう、公共施設などのユニバーサルデザイン化を進めます。 	

施策16

災害への備え

施策目標	災害時の要配慮者とその支援についての住民認知が広がっている。
施策概要	〇日頃からの防災意識の向上を図るとともに、災害時の要配慮者支援に係る備えを充実させます。

指標	避難行動要支援者名簿登録率（％）				
	期首値（H27）	54.2	実績値（H29）	41.0	期末目標値（H32）

<施策を構成する主な事業>

[82] 避難行動要支援者対策事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者個別計画を作成し、障がいのある人や事業所（福祉避難所等）を含めた住民が参加する避難訓練を実施します。 	
[83] メール配信サービス事業	秘書広報課
<ul style="list-style-type: none"> 災害時をはじめ市民生活に影響を及ぼす緊急性のある情報をメール配信システムにより登録者に情報発信します。 	

